

2025年9月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2025年9月12日(金) 11:30

◎山内涼成議員の一般質問(60分)

1. 北九州市地球温暖化対策実行計画について
2. 環境問題に関連した企業誘致のあり方について
3. シティガーデン BONJONO について
4. 公契約条例の制定を求めて



山内涼成議員への答弁と再質問

※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 環境局長
- 都市戦略局長
- 技術管理局长
- 山内議員
- 技術管理局长
- 山内議員
- 技術管理局长
- 山内議員
- 都市戦略局長
- 山内議員
- 都市戦略局長
- 山内議員
- 都市戦略局長
- 山内議員
- 都市戦略局長
- 山内議員
- 環境局長

- 山内議員
- 産業経済局長
- 山内議員
- 産業経済局長

山内涼成議員の一般質問

みなさんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質問を行います。

初めに、北九州市地球温暖化対策実行計画について伺います。

世界気象機関は、2024年の世界平均気温が産業革命前と比べて1.55℃上昇したと発表しました。

また、気象庁によると、2024年の日本の平均気温は過去30年の平均を1.48℃上回り、統計開始以来最も高くなりました。「たった1℃」の気温上昇に見えるため、その深刻度がピンと来ないかもしれませんが、世界平均で見た場合、2万年くらい前の氷河期は、現在よりも5～6℃低かったです。それだけで、地球は氷に覆われていて、海面水位も120メートル程度低かったのです。気象庁気象研究所の研究によると、世界平均気温上昇を2℃に抑えられたとしても、日本国内の最高気温35℃以上の猛暑日の年間発生回数は1.8倍になると推定されています。

国際司法裁判所(ICJ,オランダ・ハーグ)は2025年7月23日、温室効果ガスの排出による気候変動は「緊急かつ存亡にかかる脅威」だと指摘し、すべての国が対策をとる法的義務を負っているとする勧告的意見を出しました。

この義務を怠れば、国際的な「不法行為」にあたる可能性があるとしています。

ICJが気候変動に関して国家の国際法上の義務について勧告的意見を出すのは初めてのことです。

こうした中で、日本においても「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」とを宣言しています。これを達成するためには、製鉄業を中心とする産業界のCO²削減対策が喫緊の課題です。

そして、CO²排出量全体の2割を占めているが火力発電です。

そこで伺います。国連が「先進国は2030年までに石炭火力の段階的廃止を」と求めているにも関わらず、日本は唯一、石炭火力の廃止期限を示さず、今後も温存・延命しようとしています。現在、本市の火力発電所は10か所あり、今後も増設が予定されています。

本市は、2050年のゼロカーボン、脱炭素社会を目指すにあたり、洋上風力発電の稼働を踏まえ、今後、火力発電の運転を継続していくのか、継続するのであればどのように位置づけるのか、見解を伺います。……①

次に、市内再エネ電力の地産地消について伺います。

長崎県五島市では、海にたくさんの風車を浮かべて、島の恵みである風の力で生み出した電

気を一大産業にして発展していく壮大な未来像を描いています。

五島市民は、島で発電した電気を島で使って、資金を循環させようと考え、地域の新電力会社の設立に動き、2018年に五島市民電力株式会社が設立されました。

五島市民電力は、2026年1月に完成予定の洋上風力 8 基の発電分すべてを特定卸供給契約に基づき、直接買い取り販売します。さらに、市民には九州電力よりも 5%安く販売するということです。まさに五島産の電気を五島で消費する地産地消を体現しています。

本市は、北九州市グリーン成長戦略において、2050年に目指す姿を踏まえた2030年までの方向性として、「本市のポテンシャルを活かして、洋上風力発電や PV の導入拡大を図ることによって脱炭素電力を安定的に供給できる体制を構築します。そのために、再エネ導入ポテンシャルの見える化や改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の指定、再エネ導入の加速化に向けた制度整備を進めるとともに、特定卸供給契約の活用などにより市内再エネ電力の地産地消に取り組みます」としています。

そこで、1 点目に五島市の五島市民電力が特定卸供給契約に基づいて再生可能エネルギーの地産地消を実現しようとしています。本市の北九州パワーが今後果たすべき役割をどのように想定しているのか、またその課題について、見解を伺います。…②

2 点目に、本市は再生可能エネルギーの弱点である不安定さを是正するために蓄電システム先進都市を目指しています。

本市の洋上風力発電、ひびきウインドエナジーの発電能力である22万kWを、稼働率を踏まえ、出力制御が 8 時間行われた場合にその全量を蓄電するために、必要な蓄電池の容量は約50万kWhとなります。

大規模蓄電池設置例としては、2016年に運転を開始した九電の豊前蓄電池変電所がありますが、その容量は30万kWhです。

蓄電システム先進都市を目指す本市にとって、蓄電設備が必要です。

そこで、白島国家石油備蓄基地を蓄電基地へと転換することを、国に検討を求めるべきではないでしょうか。今後、浮体式の洋上風力発電がさらに沖合に本格的に展開されることも前向きな検討要素となるものです。見解を伺います。…③

次に、環境問題に関連して企業誘致について伺います。

本市は、バックアップ首都構想の実現に向けた戦略を策定しました。その中で、まずは、本市の強みを効果的に発信しながら、企業誘致を推進する主な誘致対象として、本社機能の補完・移転、サプライチェーン強化、IT 開発拠点の分散化、データセンター等をあげています。

2023年8月、アメリカの不動産投資・開発のアジア・パシフィック・ランド(APL)グループが本市に大規模なデータセンターを建設することが明らかになりました。予定地は、若松区の学術研究都市のひびきの小学校に隣接する、本市が整備した事業用地6万2822平方メートルで、売却価格は20億1659万円です。

データセンターは、データの蓄積や各種計算、最近では AI のための演算処理を行うための大きな装置を備えた施設です。近年では以前に比べ大型化する傾向にあります。エネルギー消

費量も大きくなっています。コンピュータ・IT 機器の電力消費に加え、それらの機器からの排熱が屋内にこもらないように冷やして外に出す巨大エアコンの消費エネルギーが大きくなっているためです。これらの消費エネルギーの全部か大部分が電力消費です。使用する電力を再生可能エネルギーにすれば CO²排出量はゼロにできますが、そうしないと市全体を大きく超える CO²排出量になる可能性があります。なお、排熱は再生可能エネルギーを使ったとしても発生します。そこで伺います。

1 点目に、事業者である APL グループの着工が迫る中、電気使用量、CO²排出量、排熱量などの基本データは示されていません。本市の掲げるグリーン成長戦略の達成のためには欠かせない基本データについて、本市は把握する必要があります。

そもそもこうした基本情報を明らかにしない建設計画は計画といえません。事業者に対し、電気使用量、CO²排出量、排熱量などの基本データの提出と公表を求めるべきです。答弁を求めます。……④

2 点目に、大都市圏以外でのデータセンター立地が困難である中、九州北部が新たなデータセンターハブとして選定されたことから今後もデータセンターの立地が進むことが予想されます。最近のデータセンター計画は、エネルギー消費量も CO²排出量も大きく、地球環境への悪影響が懸念され、立地自治体の CO²排出量が従前の数倍になる可能性もあります。

そこで、事業者に対し、地域開発への本市の関与を定める協定を求めると同時に、環境影響評価の実施が必要です。見解を伺います。……⑤

3 点目に、データセンターから大量に排出される排熱を、放出でなく集めて地域熱供給に利用することで、現在の化石燃料による冷房・暖房・給湯を削減する可能性があります。実際に IEA 国際エネルギー機関によれば、データセンターの排熱を近隣のビル、住宅に利用することが増えています。

データセンターが直面する排熱問題は、運営コストや環境負荷に影響を与える大きな課題です。しかし、先進的な排熱再利用を取り入れることで、効率的なエネルギー活用とコスト削減が可能です。

先進的な排熱再利用について、地域貢献を含めた事業者との協議を行うべきです。見解を伺います。……⑥

次に、半導体後工程の ASE ジャパンの誘致についてです。

半導体工場誘致についても仮契約から 1 年が経過しましたが、周辺住民や市民への影響に関する基本データ・計画は示されていません。渋滞対策や PFAS 類の汚染水の排水対策など、とるべき対策の計画さえ立てられず時間だけが経過することに周辺住民は不安や苛立ちを募らせています。

まずは、この基本データ・計画、使用する化学物質の種類などの公表を事業者に対し求めることが最優先です。

特に、工場内でどのような化学物質が使われるかわからない中で、工場からの排水のチェッ

クは重要な課題となります。

そこで、必ず必要な PFAS 類など化学物質による汚染水の排水時の水質検査を、本市の責任において行うべきです。答弁を求めます。…⑦

次に、「城野ゼロ・カーボン先進街区」に立地する「シティーガーデン BONJONO」について伺います。

城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業は、今後の低炭素社会の早期実現に向けて、家庭部門の CO²排出量を削減することが重要であるため、街区単位で CO²排出量を大幅に削減したゼロ・カーボンを目指した先進モデルの姿を具体的に見せることで、市域へ普及し、全国に発信することを目的に、土地区画整理事業として整備されました。ここに、2017年に完成したのが、シティーガーデン BONJONO というマンションで、本市から冷暖房などの効率が良い低炭素建築物に認定されています。しかし、このマンションは、パンフレットや設計図では断熱材の厚みが天井で 80 ミリ、外壁で 40 ミリとされていましたが、完成後、調査会社の調べでは厚みが不足しており、断熱性能が不足しているとの指摘があったことが明らかになりました。また、遮音壁にも欠陥があり、台所の排気ダクトの形状などで市の条例基準を満たしていなかったなどの不備も発覚しました。

パンフレットや設計図で、非常にレベルの高い断熱性能をうたい、それを信用して購入したけれども実際は違っていたとなれば、購入者も本市も騙されたということではありませんか。こんなことがまかり通れば市民は何を信じればいいのかわかりません。業者や本市に対する信頼も損なわれるものです。

なぜ、パンフレットや設計図と異なった工事が行われたのか、本市には、市民の財産を守る立場から、その原因と責任の所在を追究する義務と責任がありますが、見解を伺います。…⑧

最後に、公契約条例の制定を求めて質問します。

公共事業の真の発注者は、税金を負担している住民です。国及び自治体には、住民から負託を受けた公共事業及び事業費が住民生活に役立つように使われ、高い品質が確保されなければなりません。そのための指導・監督が求められると同時に、それは発注者としての責務です。これらの達成には、作業従事者の報酬や賃金、労働条件を下支えする公契約制度が必要です。

2024年6月12日に施行された、公共工物品質確保推進法、建設業法、入札契約適正化法の3法改正による、いわゆる「第3次担い手3法」は、発注者・元請け・下請けそれぞれの対応を求めています。しかし、法施行後も建設作業従事者不足は深刻な状況です。国土交通省では、持続可能な建設産業確立に向けて法改正後の対応について議論されています。

こうした背景には、設計労務単価が13年連続で上がっても作業従事者の賃金は全産業労働者平均賃金に比べ低い現状があります。建設業では材料費などを削減できず、材料費が高騰すれば、そのしわ寄せとして、作業従事者の賃金に影響しているのです。

そこで、「第3次担い手3法」では、建設業を中心とする主な柱として、1. 労働者の処遇改善 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止 3. 働き方改革と生産性向上が掲げられていますが、建設業特有の下請け重層構造の中で、法改正を受け、現場作業従事者の処遇改善と賃

金の確保のために、今後、本市の契約にどのように反映され、どう取り組むのか見解を伺います。…⑨

次に、安全管理費についてです。本来、労働者一人の雇用に必要な経費は労務単価100%、安全管理費を含む必要経費41%の計141%となりますが、労務単価を基準に必要な経費を算出するため、安全管理費等の必要経費が労務単価に含まれていると「元請け」が誤解し、「下請け」労働者の賃金が実態より低く抑えられている不当行為が問題となっています。安全管理費は工事を安全かつスムーズに進めるために欠かせない費用です。現場で働く作業員の安全を確保するためにも、こうした経費が削られることがあってはなりません。見解を伺います。…⑩

山内涼成議員の一般質問 答弁と再質問

[北九州地球温暖化実行計画]

■市長

まず大項目1つ目の北九州市地球温暖化対策実行計画について、洋上風力の発電の稼働を踏まえ、火力発電の運転を継続するのか、その位置づけはというお尋ねございました。

エネルギー政策基本法におきまして、エネルギー政策は国民生活や経済活動の基盤となるものであり、国内外の情勢の変化を踏まえて、エネルギーの安定供給と経済成長、脱炭素社会への円滑な移行については、国が主導で方向性を示し、企業等の技術革新や競争力の強化を促しつつ、地方自治体と連携して取り組むこととされております。

国におきましては、第7次エネルギー基本計画におきまして、2040年度の電源構成として、再エネを現状の約2倍となる全体の4から5割を担う主力電源として位置づけ、最大限の導入を図ることといたしました。同時に、火力発電を現状の約7割から、3割から4割に削減することとし、足元の電力需要を満たしつつ、変動する再エネを補う役割の電源として位置づけたところであります。

こうした再エネ主力電源化の方向性を踏まえ、北九州市におきましても、国内最大級の洋上ウインドファームの建設や公共施設への太陽光発電の導入など、北九州市の強みであるグリーン産業の発展や積極的な再エネ導入を図っております。

一方、国におきましても、温室効果ガスの排出が少ないLNG火力発電につきましては、移行期の手段として確保しつつ、将来的には水素やアンモニアを活用するなど、技術開発の進展に応じて脱炭素化を進めていくこととしております。

この方向性に沿いまして、市内におきましても、民間企業によるLNG基地の能力増強や高効率のLNG火力発電所の建設が進んでおり、地域の脱炭素化の動きが加速しております。

このように、エネルギー政策は、国の責任のもと方向性が示され、企業の脱炭素と競争力向上を目的とした設備投資や、地方自治体の特性に応じた、地域特性に応じた取り組みにより構造転換が図られるものとされております。

北九州市といたしましては、引き続き、国の動向を注視しつつ、洋上風力発電や太陽光発電など再エネの主力電源化を進めるとともに、水素やアンモニアの混焼等によるLNG火力発電の低炭素化への移行を支援するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目2つ目の環境問題に関する企業誘致につきまして、事業者APLに対して、建設計画段階での電気使用量、CO2排出量、排熱量などのデータの提出と公表を求めるべきというお尋ね、それから、事業者に対し、地域開発への北九州市の関与を定める協定を

求めると同時に、環境影響評価の実施が必要と考えるがというお尋ね、そして、先進的な排熱再利用について、地域貢献を含めた事業者との協議を行うべきとのお尋ねがございました。

北九州市には、自然災害のリスクの低さ、充実した陸海空の物流インフラ、ものづくり企業や環境産業などの集積、豊富な理工系人材、企業活動がしやすい、安価な進出コストなど、企業にとって魅力的な多くのポテンシャルがあります。

そして、これらの強みを生かし、バックアップ首都構想という大きな旗を掲げつつ、データセンターの誘致などを推進しております。

北九州市と APL グループとは、北九州学術研究都市にデータセンターを建設するため、令和 5 年 10 月に私有地の売買契約を締結いたしました。

APL のデータセンターの顧客は、グローバルに展開をする大手企業など環境経営を実践している企業が多いことから、データセンターの建設、運用にあたりましては、できる限り CO2 削減を考慮いたし、施設設計を行っていると聞いております。

ご提案の計画段階での電気使用量などのデータの提出、公表や環境影響評価の実施等につきましては、企業自身が関係法令に基づき対応し、周辺環境への配慮をしっかりと行うこととされており、北九州市として新たに独自の条件をつけるということは考えておりません。

今後の周辺環境の維持や環境負荷低減等につきましては、国、県、市がそれぞれの役割に応じまして、関係法令に基づき適切に監視、指導を行うこととなります。

次に、排熱の再利用につきましては、周辺地域にもメリットが得られる可能性がありまして、また CO2 の削減効果もありますことから、サステイナブルシティを目指す北九州市にとって意義あることだと考えております。

APL からは、データセンターの詳細設計を進めていく中で、周辺への暖房や給湯などの排熱利用の可能性を検討すると伺っております。

北九州市といたしましては、今後、APL からの相談や関係者との調整など、しっかりサポートをしてまいります。

いずれにしましても、今回のデータセンターの建設予定地の近隣には住宅などがあることから、周辺環境への配慮や地元住民の皆様の理解は特に重要であると認識をしております。

このため、企業と連携をしつつ、適時住民説明会を開催するなど、地元住民の皆様の声に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

北九州市としましては、進出してこられた企業が地域に定着し、町の誇りとなっただき、地域経済を支える企業と地域住民の皆様とが共存するサステイナブルシティを目指し、しっかりと対応していきたいと考えております。

わたしから以上となります。残りは関係局長等からお答えをいたします。

[環境問題に関連する企業誘致]

■環境局長

私からは、環境問題に関連する企業誘致につきまして、残りの 3 つの質問に順次ご答弁いたします。

まず、1 つ目の、再生可能エネルギーの地産地消に向けた北九州パワーが果たすべき役割や課題についてでございます。

再エネの地産地消は、産業構造や人口、エネルギー需給など、地域の実情を踏まえて実施されております。

北九州市域は、臨海部を中心に産業集積が進んでおり、エネルギー需要が大きいという特徴を背景にいたしまして、官民合わせて風力発電、太陽光発電、バイオマス発電などの再エネが集積し、政令市第1位の再エネの発電量を有しております。その豊富な再エネを生かしまして、低炭素エネルギーの地産地消による市内産業の下支えと市内の低炭素化を実現するため、平成27年に北九州パーを設立いたしました。

北九州パワーは、市内のごみ焼却工場のバイオマス発電や太陽光発電などの再エネ発電を活用して、約600の公共施設や約60社の市内企業に対して安価に電力を供給することで、再エネの地産地消を実現しています。

今後、脱炭素化の進展を背景に、企業を含めました地域の再エネ事業の拡大に応えることが課題であり、1つには、北九州ひびき灘洋上ウインドファームをはじめとした新たな市内再エネ供給源の確保、2つ目に、公共施設などへの太陽光発電設備、蓄電池の設置による送エネ、蓄エネの推進、3つ目に、市内再エネ事業者が創出する環境価値の活用などが求められています。

北九州市としては、北九州パワーと連携いたしまして、再エネ活動へのニーズを的確に捉え、確保した市内再エネを着実に地域での活用につなげていくことで、再エネの地産地消を推進してまいりたいと考えております。

〔白島国家石油備蓄基地を蓄電基地へ転換することを求めて〕

次に、洋上風力発電が響き灘沖に本格展開することから、白島国家石油備蓄基地を蓄電基地へと転換することを国に求めることへの見解でございます。

国の第7次エネルギー基本計画では、再エネを主力電源と位置づけ、最大限の導入を図ることとしており、天候などにより発電出力が変動する再エネを効率的に活用するためには、蓄電池の導入が重要な役割を果たすとされています。

このため、国は、蓄電池設置の補助事業を実施し、民間事業者による蓄電池設置を推進しているところであります。このような中、北九州市において、国内最大級の北九州響灘洋上ウインドファームの運転が今年度中に開始され、さらなる再エネの導入が図られる予定であります。この大規模風力発電におきましても、再エネの発電が多くなる時期に出力制御の対象となることが課題と想定されています。発電した電力を効率的に活用するためには蓄電池の設置が有効な手段の1つであるものの、その設置には多額の費用を要することとなります。そのため、今回の大規模風力発電の発電事業者は、国等からの相当な支援があったとしても、現状では採算性あるいは自供性が見込めないことから、蓄電池を設置しないと判断しています。

一方、国におきましても、民間事業者の資金やノウハウを活用した蓄電池の設置を推進している中、自ら主体となって蓄電事業を実施するとは考えにくい状況でございます。

また、議員ご指摘の白島国家石油備蓄基地は、石油の安定供給や災害時における石油供給不足などに備えるために国が所有、管理する施設です。

その活用については、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、国が責任を持って判断するものであると認識しております。

これらのことから、北九州市においては、地域の再エネ発電事業者などとの官民連携のもと、蓄電池の導入を拡大し、再エネの最大活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致において、PFAS 類など化学物質による汚染水の排水時の水質検査を市の責任において行うべきとのご質問です。

工場等の事業者は、水質汚濁防止法などの関係法令により規制され、操業内容や事業段階などの条件、状況に応じた手続き、届け出などを行うこととなります。

このため、北九州市では、進出事業者からあらかじめ環境対策に関する情報の提出を受け、施設設置届出や規制基準、規制対象物質の測定義務など、遵守する内容について適宜指導しております。また、操業開始後は、立ち入り測定などにより規制基準の適合状況等を確認し、必要に応じて改善等の指導を行います。さらに、事業者への指導と同時に、継続的に市内各所で環境モニタリングを実施し、規制対象物質の環境中の状況を把握し、必要に応じて原因究明や改善に向けた監視、指導を行っております。

化学物質の使用、排出に関しても、事業者は、水質汚濁防止法等による排出基準規制や PRTR 制度に基づく特定化学物質の排出移動量の把握と報告義務が課せられ、その結果の公表など、状況に応じた管理、規制を受けることとなります。

なお、お尋ねの PFAS 類については、1 万種以上の物質があるとされ、そのうち人の健康などに影響を及ぼす可能性が指摘されている PFOS と PFOA の 2 物質については、化学物質審査法により、すでに製造、輸入及び使用が原則禁止されており、今後、操業を開始するか、工場において新たに使用されることはなく、排水基準も設定されていません。

このように、事業者は関係法、環境法令の遵守を義務付けられ、北九州市としては、法令への適合を監視、指導することが重要との考えのもと、水質検査など各種指導についても、規制物質の使用や排出の状況を把握し、法令に基づき判断してまいります。

いずれにしても、計画が具体化した時点で、事業者から情報の提出を受けるとともに、環境法令遵守などの指導を適切に行ってまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

[シティガーデン B O N J O N O]

■都市戦略局長

私からは、シティガーデン B O N J O N O について、なぜパンフレットや施工図と異なる工事が行われたのか、本市にはその原因と責任の所在を迫及する義務と責任がある。見解をとの質問にお答えいたします。

城野ゼロカーボン先進街区形成事業は、太陽光発電の導入や断熱性能の高い住宅の建築などを通じて、街区全体で脱炭素を目指すまちづくりの取り組みでございます。この街区の住宅は、長期優良住宅または低炭素住宅の認定を受けることを要件として整備されております。議員ご指摘の低炭素住宅の認定を受けたマンションでは、一部の所有者から断熱材の厚み不足などについて北九州市に相談があり、事実確認を行ってきたところでございます。具体的には、現地を調査した結果、低炭素住宅の申請内容と現地の施工に一部相違が見られました。その結果を基に改めて断熱性能を検証したところ、認定基準である断熱性能等級 4 を満たしていることを確認しているところでございます。北九州市といたしましては、低炭素住宅の断熱性能は満たしているものの、申請内容と現地の施工に一部相違があることから、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、事業者に対し改めて改善を求めておまして、適切に対応しているところでございます。これを受け、事業者からは改善案が所有者に提示されていますが、現時点では所有者側の了解は得られていない状況と聞いております。今後も、事業者と所有者の間で合意がなされ、指摘箇所が改善されるよう、引き続き事業者へ働きかけてまいります。私からは以上でございます。

[公契約条例について]

■技術管理局長

最後に私から、公契約条例について、2つの質問に順次お答えいたします。まずは、第3次担い手3法を受けた北九州市の契約への対応についてお答えいたします。

今回改正された第3次担い手3法では、建設業の担い手確保を目的に、現場作業従事者の処遇改善と労務費へのしわ寄せ防止について、民間工事では、適切な労務費の基準を設けることや原価割れ契約の禁止などが規定されました。

公共工事においては、資材高騰、契約価格に転嫁するスライド条項の適切な活用などの取り組みの徹底と促進が求められることとなりました。

北九州市としましては、現場作業従事者の処遇改善と賃金確保は、インフラ整備の担い手、地域の守り手であります建設業の持続的な発展のため重要であると認識しており、法改正で求められた措置は既に適切に実施してきたところでございます。

具体的には、適正な金額で事業者が受注できるよう、労務や資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格へ反映するとともに、労務費へのしわ寄せを防止するため、工期中の急激な労務費や資材費の高騰に対して、スライド条項を活用しています。また、現場で働く1人1人に適切に賃金が行き渡るよう、受注者に対しまして適切な水準の賃金支払いに努める旨の誓約書の提出を義務付けています。

さらに、下請業者への代金支払い状況など適宜調査するとともに、事業者が抱える取引上のトラブルを相談できる機関の周知を市ホームページで行うなど、労働者の処遇改善と賃金確保に向けた様々な取り組みを着実に行ってまいります。

このほか、今回の法改正におきましては、働き方改革や生産性向上の取り組みも求められており、北九州市においては、週休2日工事やICTを活用した現場管理の効率化などを進めているところでございます。北九州市としましては、今後とも、国の動向を注視しながら、担い手3法で求められる建設業における担い手確保に努めてまいります。

次に、建設現場で働く労働者の安全管理費についての質問にお答えいたします。

建設工事の安全かつ円滑な施行を図るため、安全管理に必要な経費を適切に計上することに加え、建設業特有の下請け重層構造の中でも、現場の労働者に適切な賃金が行き渡ることは重要と認識しております。

このため、市発注工事の予定価格を積算する際には、国の積算基準に基づき、安全点検の実施や熱中症対策など安全管理に必要な経費を労働者の賃金とは別に適切に計上しているところであります。この安全管理に必要な経費は、下請けにおいて安全管理の対策がなされた場合には、実施した下請けに対し支払われるべきものでございます。

しかしながら、元請けと下請けの間においては、認識のずれや経費に関する意識の共有が図られず、安全管理に必要な経費が下請けに適切に支払われないことがあると指摘されてございます。

このため、国は、元請けと下請けの間における安全管理の対策についての実施主体の明確化とそれに伴う必要経費区分を明示した確認表を作成しており、今年8月にも改めてこの確認表の活用を建設業者団体に通知してございます。

同時に、国から公共発注者の長に対しましても、下請契約及び下請代金支払いの適正化に関する通知としていたしまして、この内容が示されたところでございます。

北九州市におきましては、この国の通知を受けまして、今年の10月から、契約時に受注者に配布する文書に安全管理に必要な経費の適切な支払いに関する内容を盛り込み、その一層の周知を図ることとしています。

今後も、国の動向を注視しながら、下請けも含め、建設現場で働く労働者の安全管理に必要な経費が適切に支払われるための取り組みを着実に進め、より安全で高い品質の建設工事の実施に努めてまいります。答弁は全部で以上でございます。

【第2質問】 [公契約条例について]

○山内議員

はい。ありがとうございます。順不同になりますけれども、第2、質問を行います。

まず、公契約条例、この制定を求めた内容について伺います。

安全経費について答弁がございました。こうした経費は、労務単価とは別に、すべての労働者が受け取るべき経費であります。例えば、夏場の屋外での作業で、熱中症回避のために作業監督者に休憩などが義務付けられておりますけれども、最近では扇風機付きの作業着などが大変普及をしておりますが、これ3万円から4万円するというふうに聞いております。

これ、まさに安全経費というのはこういう部分に対応するものであります。

これは徹底した指導を要望をするものであります。

認識のずれというようなことでは済まされない問題であります。作業員の命に関わる問題ですから、ここは現場の検証、徹底してやっていただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

それからもう1点、建設業の退職金共済制度、いわゆる建退共についてであります。これは、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては建設業の振興と発展に役立てることを狙いとしております。

建設業の事業主、これが共済契約者となって、建設現場で働く労働者に働いた日数に応じて共済証紙が支給され、その労働者が働くことを辞めた時に退職金として支払われるというものであります。労働者がどの現場で働いても、その先々でこの共済証紙はもらえます。建設業で働いた日数は全部通算できるようになっております。

しかし、福岡県建設労働組合の取り組んでいる公共工事現場調査によりますと、この証紙を張る手帳を所持している者がいないなどを理由にして、または手帳所持者の確認すらされずに辞退届が強要されている、こうした事例が多く、建退共の加入促進がなされていない現場が少なくありません。この実態についての見解を伺います。

■技術管理局長

建退共の加入者の減少というところでございますけれども、議員ご指摘の通り、建設業者、建設業で働く方にとっての大切な制度でございます。その運用におきましては、必ず、私どもとしましては、そのまず下請け業者加入をちゃんと促進、通知してまいります。

で、その中で、加入されない方、その方につきましては、要するに別の退職金制度を活用しているということを確認してまいります。

それにつきましても、その実際の退職金制度の規約の写しであったり、それ以外の加入の証明書の写しを提出させていただくということでもって実態を伴った運用ということでもやらせていただいているとございます。以上でございます。

○山内議員

はい。別の保険に入っているということの辞退の理由については、これ、別って言ってもね、中退共ぐらいしかないんですよ。

で、そこに入っている、いないのところがまず確認をされていないで、今でもこの辞退届ってというのは半数以上あるという風に伺っております。

これ、実はね、10年前と傾向変わってないんですよ。

これ、同じ質問を10年前に我が党の田中議員が行いましたけれども、この時の割合と全く変わってないということなんです。

これね、なぜしつこく言うかと言いますと、やはり変わらない実態、なんとか変えたい、これが、今度の担い手3法によって国も真剣に動き出しているよということが1つのタイミングだと思うんですよ。

ぜひ、通知はしていると言いますけれども、それから1歩踏み込んだこの実効性のある対策が必要であります。ぜひとらまえていただきたいというふうに思います。

それからもう1つね。建設業における問題の背景として、これ13年連続で大きく上がった設計労務単価、これに対して、現場で働く労働者の賃金は非常に小幅な賃上げにとどまっているということが背景としてあるわけでありまして。

で、これは、物価の上昇分や資材の高騰分も含めて元請けには契約として支払われているのに、建設業特有の重層請負構造によって現場作業員まで反映されないという実態があるわけでありまして。これはある意味搾取されているということでありまして。

今度の担い手3法の改正は、こうした現状を是正するための法改正であります。

しかし、この法律が本市の公契約に十分反映されなければ意味がありません。

そこで、国は、各都道府県に建設Gメンを配置するということを予定して、法改正趣旨に沿った運用に向け現場調査を実施するとしています。

しかし、この建設Gメンでありますけれども、全国で135人とどまっております、十分な確認、確認を取れる体制とはまだまだ言えません。

本市独自の現場調査の体制、これを整えるべきではありませんか。伺います。

[建設Gメンについて]

■技術管理局長

ただいま、今回の法改正に伴っての取り組みの一環である建設Gメンのお尋ねでございます。

今回、法改正によりまして、いわゆる下請けの方も含めまして、いわゆる適正な労務費の基準というものがこれから国の中央審議会の方で定められると。

で、その基準は何かと言いますと、それを著しく下回った場合はその適正な契約でないという1つの目安になるという風に聞いてございます。

で、その目安を下回ったものに対してのその取り締まりってということのこの建設Gメンでございますけれども、今回、この国の目安につきましてはホームページ等で勧告されるという風に聞いてございまして、それに基づきまして、そのいわゆる広く建設業の方に周知されていくと思っております。

で、私どもとしましては、そういった不適切な事例が私どもの方に情報として入ったりした場合におきましては、この建設Gメンの情報提供システムの仕組みがございまして、そちらの方にお伝えするというところでまずは対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○山内議員

はい。こうしたね、建設Gメンを配置するというような国の方針ですけれども、やはりこういう下請重層構造の中で、末端で働く労働者に反映をされていないという実態が背景にあるものであります。

国も真剣に動き出したというのが今回の法改正でありますから、ぜひ、これを補完するという上でも、意味を踏まえて、現場で働く労働者の処遇改善を図るためにも、公契約条例、これが必要であるということをお求めのものです。

[シティガーデンBONJONO]

次に、シティガーデンBONJONOについて伺います。

この最大の問題点は、過大な高品質を謳ったパンフレットや設計図と異なる工事が行われていたということでもあります。

また、本市も、冷暖房などの効率がいい低炭素建築物にこれを認定し、そしてこの建物に結果としてお墨付きを与えることになったというものであります。

住宅メーカーや北九州市を信頼して、人生最大の買い物をしているわけでありまして、

まず、本市は何を基準に業者を評価し選定したのか、伺います。

■都市戦略局長

シティガーデンBONJONOで事業を行う業者を選定した理由というお尋ねだということになりますと、事業者の方はですね、土地を取得、区画整理でまず街区を形成しまして、そこで出た保留地を処分するっていう中で公募により業者が選定されたものと認識しております。

で、その業者の方がBONJONOでまちづくりを、住宅建設を行う際には、まちづくり協定ということで、我々、市の方とその事業者間でまちづくり協定を、その中で、建設する住宅につきましては、先ほども申しましたように、長期優良住宅であるとか低炭素住宅であるとかいう認定を受けるといふのを条件に付しているところでございます。

○山内議員

はい。えっと、裏切られた購入者。これは先進街区というくらいだから、断熱性能や遮音性能、これも当然、先進的な技術によって当時の基準を大きく上回っていると考えていたというふうに思います。

ところが、本市は、パンフレットや設計図での、断熱材の厚みが不足し、遮音壁にも欠陥がある完成後のマンション、これを再検査の結果として、当時の基準を満たしているので問題ないという判断をしたわけでありまして。

現在の基準は、当時の最高基準よりも2段階も3段階も上のレベルが存在をしております。本来、先進街区とはこういうレベルを想定したものではありませんか。

設計した会社は、少なくとも当時の水準を満たすだけという設計はしていないというふうに思いますが、どのようなレベルを想定していたのでしょうか。

■都市戦略局長

当時の最先端って言われてたものがですね、今答弁にも出ましたが、断熱等級4っていうところが当時の最先端っていうところで、今、議員ご指摘あったように、今の現時点での断熱等級4っていうのは、だんだん一般的になってきてる状況のものでございます。

○山内議員

はい。当時の先進的レベルというのは屁理屈なんですよね。

今の等級4っていうのは、2025年には標準モデルになるということは想定されとったわけですよ。

だから、先進的、新しく進んでいることを指す、ですよ。

最新の技術や考え方を示すものであります。だから、先進的、先進街区というものは、何を求めて市民が購入したのかというところに、深く重点を置く必要があると思います。

市はパンフレット通りの設計図になっているか、この設計図の確認はしていますよね。

■都市戦略局長

この住宅に限らず、低酸素認定の認定を受けようとする場合はですね、事業者の方から計画書っていうのが出されます。

で、その中で色々なこう必要な書類であったりとか図面、書類データであったりとかいうのを提出いただいて技術審査をするということになります。

で、この中で求められる資料としてパンフレットというものは入っておりませんで、実際、この件に限らず、パンフレットというのは住宅メーカーさんがお客様の方に販売するためのツールとして使うものであって、その辺を我々行政が確認するということはございません。

○山内議員

設計図は確認していますか。

■都市戦略局長

当然、計画書の中に設計図というものが入っております。

○山内議員

ということは、設計図通りの施工が行われていなかったということになりますよね。

設計会社の信用にもこれ関わってくる問題であります。

市が関わる計画、それからプロジェクトには、工事の過程や完成後の専門家による検証、これがもう絶対に必要です。市は第三者と考えていますか。

■都市戦略局長

この城野の事業を推進したのは、確かに市が推進した事業でございます。

で、一方で、低炭素認定を認定するっていう行為はですね、いわゆる確認審査機関っていう確認申請とかやる部署がやってるところなんですけど、ここは、なんて言うんすかね、出されたものが法に適合しているかっていうところを客観的に判断して審査するというこ

とでやっております、そこで不備があるということで、今我々の方としては業者に対して改善を求めているというところであります。

で、第三者的っていうふうには一応認定をしたという行為をやっておりますので、決してそういう思いは、持っておりません。

○山内議員

はい。今の局長の答弁はね、大変重要であります。

第三者として見るのではなくてね。やはり市民の財産を守るという立場に立って市民の側についていただきたいなというふうに思って、ここは強く要望をしておきます。

[地球温暖化対策実行計画]

○山内議員

次に、地球温暖化についてであります。日本は COP28 で 4 回連続で化石賞を受賞をしております。

その理由は、気候変動対策として脱化石燃料が叫ばれる中で、日本はその取り組みに消極的であるからだと言います。

日本政府は、火力発電所で化石燃料に水素やアンモニアを混ぜて温室効果ガスの排出量を削減し、石炭火力の発電比率を下げていく方針、これ先ほど市長も答弁されましたけれども、それでは不十分だと国際社会は言っているわけであります。

また、COP27 での自主受賞理由では、日本が化石燃料に対する世界最大の公的資金を拠出している国であるということも指摘をされております。

報告書では、日本は 2019 年から 2021 年までの 3 年間で、この化石燃料に対して 4 兆 7700 億円の公的資金を拠出、これは二位を大きく引き離して世界最大となっております。

化石賞という不名誉な賞には、気候変動への取り組みを批判する意図がありますが、同時に改善への期待も込められているわけであります。

環境首都を標榜する本市は、化石燃料による火力発電をやめてこそ、再生可能エネルギーへの転換が図れるものであります。これについての見解を伺います。

■環境局長

先ほどご答弁申し上げた通り、再生可能エネルギーの推進といったところは、本市として積極的に進めていきたいという風に考えております。

先ほど、国全体のエネルギーのことについて、エネルギー政策基本法に基づく基本計画が今年度策定されたというところもお話いたしましたけれども、国全体のエネルギーということにおきましては、まず安全性でありますとか安定供給、そういったところも非常に重要なわけであります。

そういったことを勘案して、環境性能のアップといったところと安定供給といったところを内外情勢も含めまして計画立てていくという中で国が示しているものだと思います。

アンモニアの混焼技術の進展に伴って、火力発電においても脱炭素化の流れは進んでいくわけであります。

この技術の進展と構造転換というものが再生可能エネルギーの導入については図られているものだと考えております。

○山内議員

はい。そんなね、いつになるかわからんような政策をね、待っとる時間はないですよっていうことが大きな問題の1つなのであります。

[APL データセンター]

地産地消に移ります。洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーを地元で使うというのが理想であります。

そのために、蓄電設備を整備し、電力を市民や企業に安定供給できるようにしなければなりません。そのことによって、意識の高い企業にとってはこれは魅力的な都市ということになるわけであります。

そこで、本市が企業誘致した APL グループの大規模なデータセンターについて伺います。データセンターは第1質問で説明をした通り、大きな電力、これを消費するので、CO2を排出させないためにはすべて再生可能エネルギーを使う必要があります。

データセンターへの再生可能エネルギーの供給はどのように行われることになっておりますか。

■産業経済局長

お尋ねのデータセンターへの電力供給ですけど、企業からはですね、できるだけ少しでも多く再エネを使いたいという風に、検討はしてるという風に聞いてますけど、どこまで調達できるか、コストの面もございましてしょうから、そこは今企業の方で検討されてるという風に聞いております、以上です。

○山内議員

はい。だからね、環境影響評価が必要だということなんです。

どれぐらいこの企業はCO2を排出するのか、このデータに基づいて対策を取ることが必要じゃないでしょうか、私たち、本市のね、実行計画なければこんなこと言いません。

だけでも、実行計画には、2050年度には排出0にするんだっていう計画があるわけですよ。そうすると、やはりね、把握する必要があるということなんですよ。

で、実際、データセンターは2023年にこの誘致がされているわけですけども、この時点での協議はされたのでしょうか。

■産業経済局長。

その時点での、CO2の削減ということは特段しておりませんが、法に基づいてきちんとしていただくということが前提でございます。以上です。

○山内議員

排熱利用もね、先ほど小宮議員が言われた通り、温水プールとかいうのにも排熱利用されている事例もあるんです。

こういうことをね、しっかり業者と話しながら進めていく。そうしないと企業誘致の戦略がないというふうにとられるわけでありまして、実にこの辺をしっかりと議論していただきたいというふうにお願ひして、終わります。